

岐阜県公報

平成二十年八月十五日 (金曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会告示

公聴会の開催

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

大垣都市計画の図書の縦覧

美濃加茂都市計画の図書の縦覧

(内水面漁場管理委員会) 五七二
(内水面漁場管理委員会) 五七三

(環境生活政策課) 五七四
(商業流通課) 五七四

(建設政策課) 五七五
(都市政策課) 五七六

(同) 五七七

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第十一條第四項の規定により、岐阜県知事に漁業権免許の内容等について意見を述べるに当たり、利害関係者から意見を聴くため、次とおり公聴会を開催する。

平成二十年八月十五日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太田嘉俊

一 開催日時、開催場所及び議題

開催日時	開催場所	議題
平成二十年九月三日 (水) 午後一時三十分から	岐阜市薮田南一丁目一一番 岐阜県水産会館 第三会議室	区画漁業の漁場計画の樹立について 飛騨市 内区二十一第一号 養老町 内区二十一第二号 ～第九号 海津市 内区二十一第十号 郡上市 内区二十一第十一号 号及び第十二号

二 その他

公聴会において意見を述べよとする者は、住所、氏名、年齢、職業、発言内容の趣旨等を書面で、平成二十年八月二十五日までに岐阜市薮田南一丁目一一番一号岐阜県農政部水産課内の岐阜県内水面漁場管理委員会事務局に提出すること。

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

立夏二年八月十五日

岐阜県知事
古田

- | | | |
|---|--------------|--|
| 二 | 申請のあつた年月日 | 平成二十年七月二十四日 |
| 二 | 特定非営利活動法人の名称 | 特定非営利活動法人岐阜大学環境技術研究会 |
| 三 | 代表者の氏名 | 佐藤 健 |
| 四 | 主たる事務所の所在地 | 岐阜県岐阜市正木六三一番地七 |
| 五 | 定款に記載された目的 | この法人は、環境問題に関する調査・研究活動ならびに人材や情報の交流などを通じて、広く多数の市民・団体に対する助言・協力をを行い、土壤・地下水環境の保全に寄与すると共に、環境修復技術の発展と普及を果たす事を目的とする。 |
| 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 | | |
| 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十年八月十五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。 | | |

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十年八月十五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

岐阜県知事
古田
警

一 届出年月日
平成二十年八月四日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社カインズ

三 建物の名称及び所在地
(仮称) カインズホーム関店
関市小屋名字竹之腰一六二七番地 外

四 大規模小売店舗の新設日
平成二十一年四月五日

五 店舗面積
六 駐車場の収容台数
五三五台

七 荷さばき施設の面積
一四〇平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十一年八月十五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年八月十五日

岐阜県知事 古田肇

平成二十一年十二月二十六日	平成十九年十一月十九日	株式会社松本土建	小野七丁目八一	郡上市八幡町	般十八・特一	土木一式、とび・土工・コンクリート、石、管、ほ装及び水道施設工事業	せつ、造園及び水道施設工事業
平成二十一年十月三十日	平成二十一年五月三日	株式会社渡辺工務店	株式会社家柄木工	株式会社安田組	株式会社岩田組	有限会社稻田組	有限会社加納水道
平成二十一年五月十三日	平成二十一年五月二日	渡辺昇	木清和	代表取締役 家柄	代表取締役 澄雄	代表取締役 岩田	代表取締役 稲田
平成二十一年五月一十九日	平成二十一年五月二十一日	渡辺工務店	株式会社家柄木工	株式会社安田組	株式会社岩田組	有限会社稻田組	有限会社加納水道
大垣市赤坂新一	郡上市大和町西二四番地	地	飛驒市神岡町養老郡養老町	地	高田六四七番	不破郡垂井町府中二四二六番地	高山市国府町広瀬町一三三七番地
特十九三	般十五五〇一二五四	二四八一	般十八一	〇四一	特十九一	般十八二〇〇五九	般十七一三二九五
造園工事業	クリート工事業	工事業	土木一式及び屋根	建築一式工事業	管工事業	管工事業	管、水道施設及び消防施設工事業

大垣都市計画の図書の総覧

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

一
都市計画の種類及び名称
大垣都市計画火葬場の変更
二百一号 やすらぎ苑

岐阜県都市建築部都市政策課及び安八町総務部地域政策課

岐阜県知事 古田

美濃加茂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
　　美濃加茂都市計画用途地域
- 二 縦覧場所
　　岐阜県都市建築部都市政策課及び美濃加茂市建設部都市整備課

平成二十年八月十五日印刷
平成二十年八月十五日発行

発行者

岐阜市
岐阜
県
庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、
〇〇〇円(送料共)(消費税
二二八六円を含む)
岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
三輪ぶりんとびあ十三
一一
岐飯
阜文
芸社
寬